## 主 文 本件控訴を棄却する。 理 由

本件控訴の趣意は、弁護人金原藤一、同亀井忠夫が連名で提出した控訴趣意書に、これに対する答弁は、検察官古屋亀鶴が提出した答弁書に、それぞれ記載されたとおりであるから、これらを引用する。

控訴趣意中事実誤認ないし法令適用の誤りの主張について

所論は、要するに、被告会社ではAを雇用したことがなく、同人は独立した請負人であつて、被告会社と右Aとの間には労働安全衛生法にいう事業者と労働者との関係がないのにかかわらず、これを肯認した原判決には判決に影響を及ぼすことが明らかな事実の誤認があり、ひいては法令の適用を誤つた違法がある、というのである。

そこで、調査するに、原判決挙示の関係各証拠によれば、原判決が(罪となるべき事実)および(弁護人の主張に対する判断)の項で認定説示するところは、すべて正当として是認することができる。所論にかんがみ、若干補足して説明することとする。

二 そこで、まず、労働安全衛生法にいう労働者の意義についてみるに、同法二条二号は、労働者とは、「労働基準法九条に規定する労働者をいう。」と規定し、労働基準法九条は、「この法律で労働者とは、職業の種類を問わず、前条の事業又は事務所(以下事業という。)に使用される者で、賃金を支払われる者をいう。」と規定している。したがつて、労働安全衛生法にいう労働者とは、結局、(1)労働基準法八条の事業に使用され、かつ、(2)賃金を支払われる者であることがその要件であるということができよう。

三 以上の見解に立つて本件を検討することとする。原判決挙示の関係各証拠に よれば、次の事実を認めることができる。すなわち、

(1) 事業に使用される関係について

(イ) 事業者に対する身分上の雇用関係について

Aら三名は、被告会社との間で、明確な雇用契約(もつともH労働基準監督署では、本件事故を捜査したうえ、被告会社とAとの間で雇用契約が結ばれていて賃金

も支払われていた旨認定しているが、これは本件事故後、Aが元請である有限会社 Dの加入していた労働者災害補償保険の適用を受けるため、被告会社において、便 宜上事実に反する賃金台帳や出勤簿等の関係書類を作成提出したことによるもので あるから、これをもつて雇用契約が結ばれていたということはできない。)ないし 専属契約を締結していたわけではないので、被告会社以外の職場で働くこともでき たが、Aは、被告会社が設立されたころからスレートエとして、被告会社の作業現 場で働くようになつて以来、仕事が切れ目なく常時あつた(雨天などで事実上働く ことができないときは「前なり」と称する賃金の仮払いが認められていて、後日出来高の支払いを受けたとき精算することになつていた。)ため、本件当時まで継続して被告会社の作業現場でのみ働き、その間の昭和四〇年ころにはA班の班長(親 方)となり、F、Gの班員二名を抱えていた。他方、被告会社としては、スレート 工として優秀な技能を有する者をなるべく長期間継続して使用したいという希望も あつて、その人材を確保すべく、毎年二回被告会社の名前の入つた作業着を無償で 支給し、ヘルメットについてもその代金の一部を負担するなどして職人のサービス に努める一方、a支店に職員名簿を備え付けておき、その名簿にAらを登載するとともに、石綿スレートメーカーで結成している石綿スレート協会にAらを被告会社 所属のスレート工として登録しておいたところ、昭和四五年一一月回協会はAを永年勤続者として表彰し、さらに被告会社でも、昭和五〇年一月五日、同会社a支店 開設十周年の記念行事を行なうにあたり、Aを会社の技術者として常に卓越なる技 術を発揮し会社の発展に多大の貢献をしたものとして、永年勤続の表彰をしたばかりてなく、同人の葬儀に際し、同人がスレートエとして会社に専属されて二〇余年間会社の技術陣の中にあつて常に中核となり会社のため活躍した旨の弔辞を述べる など、被告会社では長い間Aを被告会社所属のスレートエとして遇して来たほか、 同人が自動車を購入しようとしていることを聞知するや、普通貨物自動車を購入す るよう勧めてこれを購入せしめたうえ、会社の宣伝に供すべく、その荷台側板に「I」なる文字を書き入れさせた。また、Aらは、会員相互の親睦と互助を目的と 被告会社の現場職員をもつて構成するⅠ株式会社親睦会を結成し、その事務所 を被告会社のa支店内におき、その会長にはAが就任していた。以上のような事情 があつたため、Aは、名刺の肩書にI株式会社a支店工事部、親睦会会長と印刷 し、これを使用していた。

(ロ) 業務遂行過程における指揮監督の関係について

本件の場合、現場責任者の地位にあつた営業所長では、昭和五一年八月四日、a 支店において、Aら三名に被告会社が有限会社Dから下請した前記工事の作業を依頼したうえ、同人らに対し、作業をする際、踏み板や防網の使用までは指示しなかったが、作業の内容、使用する資材、その規格、数量ならびに作業時にはヘルメットと命綱を使用するよう具体的に指示した後、工事現場に連れて行き、そこではあたった当時では、高さ約六・一メートルの屋根上から転落してのよいであるでは、その捜査にあたったH労働基準監督官Jは、現場違反の表であるでに対し、労働安全衛生法二一条二項、労働安全衛生規則五二四条違反の書実があるとして、その是正勧告書および使用停止命令書を交付し、右危険防止の措置を求めたところ、被告会社において踏み板や防網などを使用し、危険防止の措置を講じて前記工事を完成させた。

(2) 賃金支払の関係について

作業終了後、職人の班長は、月末に被告会社備付けの工賃請求書に班員全体の出来高分、常雇分(その出来高が一定の基準に達しない場合、出来高に関係なく支給されるもの)に交通費を含めて記載し、これを被告会社に提出して工賃を請求すると、被告会社では、その記載内容を検討確認したうえ、当該月の出来高を算出し、その額から親睦会費と印紙代を控除し、その残額を翌八日ころ班長に支払い、班長はこれを班員に配分する慣わしになつていたが、Aらの請求する工賃には危険防止を講ずるために必要な費用は含まれていない。

右のような扱いは、被告会社の一般従業員に対する給料の支払方法と異なつており、また、Aらのような職人に対しては、賞与や退職金が支給されないばかりか、税金の源泉徴収も行なわれておらず、ましてや労働者災害補償保険や健康保険等の社会保険にも加入していない。

以上のように認定することができ、これに反する原審証人Kの証言ならびに原審における被告会社代表者の供述は、他の関係各証拠に対比し、にわかに措信できない。

〈要旨〉四 以上認定した事実によれば、(1)、(イ)、被告会社とAとの間 で、雇用契約ないし専属契約が結ばれく/要旨>ていたとは認められないのみならず、 Aらが現場で作業する場合、労働時間の拘束もなかつたといわなければならない が、しかし、Aは、被告会社が設立されたところから本件当時までの長い期間、継 続して被告会社の作業現場でのみ働き、他の職場で働いたことは全くなく、そのた め被告会社でも右Aを自社専属のスレートエとして処遇して来たことが明らかであ つて、被告会社では、Aを専属支配下におき、しかも、(ロ)、Aらに作業をさせる際、本件の場合を含め、作業現場毎に一括指示をしていたものの、その指示も一般的なものではなく、工事実行予算書に基づき、使用する資材の品名、寸法形状、 数量、単価、工賃諸経費まで極めて詳細、かつ、具体的に指示する一方、その資材 を自ら調達して提供し、作業の遂行についても具体的に指示するはもとより、危険 防止についても相当程度注意を与えていたのであつて、Aらとしては、その指示に 基づき、所与の仕事を完成させているに過ぎず、したがつて、Aが被告会社から独 立した事業主体であるとは認められないし、事業計画、危険負担の点でもその主体 であつたとは到底いえないうえ、作業の遂行にあたつても被告会社から具体的な指揮監督を受けていたことは明白であり、また、(2)出来高払制の報酬を受けていたが、その金額には危険防止に要する費用が含まれていないばかりか、その実質は 労務の対償として支払われていたにすぎないと認定することができる。以上のよう な事実関係のもとにおいては、Aと被告会社との間には使用従属関係の実態が存し たものといつて妨げなく、したがつて、Aを労働安全衛生法上の労働者と認めるの が相当である。右と同旨の認定をした原判決には事実誤認ないしは法令適用の誤り はないといわなければならない。

論旨は理由がない。

控訴趣意中被告会社の代表者には故意がなかつたとの主張について

所論は、要するに、被告会社代表者しは、被告会社が有限会社Dから本件工事を請負い、これをAらに下請けさせたことを知らず、本件事故発生後、はじめて知つたものであり、したがつて、被告会社には事実の認識がなく、故意もなかつたというのである。

論旨は理由がない。

そこで、刑訴法三九六条により本件控訴を棄却し、主文のとおり判決する。 (裁判長裁判官 船田三雄 裁判官 門馬良夫 裁判官 新田誠志)